

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 8月31日

水 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 8月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第45号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表の10の項の右欄の第19号を削り、同欄の第18号中「第46条の 4 第 5 項」を「第46条の 5 の 3 第 2 項」に、「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に改め、同号を同欄の第19号とし、同欄の第17号中「第46条の 3 第 1 項ただし書」を「第46条の 5 第 6 項ただし書」に改め、同号を同欄の第18号とし、同欄の第16号中「第46条の 2 第 1 項ただし書」を「第46条の 5 第 1 項ただし書」に改め、同号を同欄の第17号とし、同欄中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の 1 号を加える。

(14) 法第42条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定の申請の受理及び県への送

付並びに申請に対する決定の通知に係る經由事務

第5条の表の10の項の右欄の第20号中「第47条第1項ただし書」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同欄の第23号を削り、同欄の第22号中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改め、同号を同欄の第23号とし、同欄の第21号中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改め、同号を同欄の第22号とし、同欄の第20号の次に次の1号を加える。

(21) 法第52条第1項の規定による届出の受理及び県への送付

第5条の表の10の項の右欄の第28号中「第57条第5項の規定による合併の」を「第58条の2第4項（法第59条の2において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同欄中第39号を第43号とし、第34号から第38号までを4号ずつ繰り下げ、第33号を第34号とし、同号の次に次の3号を加える。

(35) 政令第5条の5の4第1項の規定による認定実施計画の変更の認定の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る經由事務

(36) 政令第5条の5の4第3項の規定による変更の届出の受理及び県への送付

(37) 政令第5条の5の5第1項又は第2項の規定による認定実施計画の実施状況を記載した書類等の受理及び県への送付

第5条の表の10の項の右欄中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 法第60条の3第4項（法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る經由事務

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

(市町村支援課)